

## 新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 多数国間条約</p> <p>2-25 グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）政府間機関の設立に関する<u>条約</u>  この条約に加盟している国は、イタリア、日本、英國の3か国である。  同条約第39条(c)に規定するグローバル戦闘航空プログラム実施機関の職員（我が国の国民又は永住者でない者に限る。）が最初にその職に就く際に輸入する家具及び手回品の取扱いについては、便宜、次による。</p> <p>(1) 当該家具及び手回品については、定率法第16条第1項第2号又は第4号の規定を適用して関税を免除する（いかなる場合にも日本に入国した日から6月以内に発送されたものに限る）。</p> <p>(2) 上記(1)により関税を免除される物品については、輸徴法第13条第1項第3号及び第3項第3号の規定を適用してその内国消費税を免除する。</p> <p>(3) 上記(1)により関税を免除される物品についての輸入貿易管理令上の取扱いについては、同令別表第1の第10号の規定に該当するものとして処理する。</p>	<p>第2章 多数国間条約</p> <p>(新規)</p>